

東京都内アスベスト補助制度一覧(除去等工事)

令和7年4月1日現在

自治体名	補助制度の名称	補助要件	補助額	申込み期間	所管部署連絡先
千代田区	アスベスト除去工事等	露出吹付材にアスベストが確認(含有調査)済みの、以下の用途の民間建築物 工事完了後概ね5年以上継続して使用するもの ア 住宅に付属する駐車場及び倉庫等 イ マンションの共有部分 ウ 機械式立体駐車場(前年度に具体的に協議された案件に限る) ※事前相談が必要。まず、お問い合わせください。	限度額 ア、イは、1棟100万円 ウは、1基1400万円 除去工事費用(消費税除く)の2/3(1000円未満切り捨て)とする。	毎年度4月当初から9月頃。12月末までに工事完了すること。(予算がなくなり次第終了)	環境まちづくり部建築指導課安全対策担当 電話:03-5211-4315
港区	港区アスベスト対策費助成	○助成対象となる建築物アスベストを含有する吹付け材または保温材を使用し、または使用した疑いのある建築物 ○助成対象者 ① 区内に対象となる建築物を所有する個人または中小企業者 ② 区内にある共同住宅の管理組合の代表者	建築物のアスベスト除去等(除去・封じ込め・囲い込み)工事に要する費用の1/2相当額(上限額:戸建住宅50万円、共同住宅・事業所等200万円)	毎年度1月7日まで(3月10日までに完了報告書の提出ができ、かつ3月31日までに助成金請求書を提出できること。ただし、予算がなくなり次第終了)	環境リサイクル支援部環境課環境指導アセスメント係 電話:03-3578-2111(内線2492、4804)
新宿区	新宿区吹付けアスベスト除去等工事費助成	【助成対象建築物】 新宿区内にある建築基準法の違反が無い建築物のうち、アスベスト含有調査で吹付けアスベストが使用されていることを確認済みの建築物 【助成対象者】 助成対象建築物を所有する個人、中小企業者及び分譲マンション等の管理組合の代表者	除去等工事費(消費税相当額を除く)の2/3相当 ただし、上限 一戸建て住宅 50万円/棟 分譲マンション・その他 300万円/棟	毎年度4月当初から11月頃(予算がなくなり次第終了)	都市計画部建築調整課 電話:03-5273-3544
文京区	文京区吹付けアスベスト等除去工事費助成	対象となる建材:吹付けアスベスト・石綿含有吹付けロックウールのうち、アスベストを0.1%以上含有するものの除去工事費 助成対象者:区内に建築物を有する者、区内にある分譲集合住宅の管理組合、区内に建築物を有する中小企業者 対象建築物:民間の戸建住宅又は集合住宅等(集合住宅、事業所、工場、店舗、駐車場)※平成18年8月31日以前に建築された建築物であること	戸建住宅:除去等工事費(消費税相当額を除く)の2/3、上限200万円 集合住宅等(1000㎡未満):除去等工事費(消費税相当額を除く)の2/3、上限400万円 集合住宅等(1000㎡以上):除去等工事費(消費税相当額を除く)の5/6、上限500万円	令和7年4月1日から令和7年10月31日に申請し、完了報告を令和7年12月19日までに提出し、請求書を令和8年1月30日までに提出できること。	資源環境部環境政策課 電話:03-5803-1260
台東区	民間建築物アスベスト対策費助成	今後継続して使用する建築物であって、屋内外にアスベスト含有の可能性のある吹付け材が露出した状態で使用されている住宅、兼用住宅、共同住宅等	工事に要した費用の2分の1、かつ、以下の限度額以内。 ・工事助成(住宅、兼用住宅等):300,000円 ・工事助成(共同住宅):1,000,000円	期限なし	都市づくり部建築課監察担当 電話:03-5246-1340
品川区	アスベスト除去等助成	助成件数:2件(先着順) 助成対象:吹付けアスベスト・石綿含有吹付けロックウールのうち、アスベストを0.1%以上含有するものの除去工事費 助成対象者:(1)対象建築物を所有する個人および中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの)(管理組合の設立されている建築物の所有者を除く。)(2)管理組合の代表者(3)その他区長が必要と認める者 助成対象建築物:品川区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法による建築確認を受けた建築物の他、工作物に該当する立体駐車場 ※建築物石綿含有建材調査者の関与が助成の要件。	除去工事費の2/3相当(上限一戸建50万円、共同住宅等100万円/棟)	毎年度12月10日まで(土日祝日の場合はその直後の平日。ただし、同年度の2月13日までに完了報告書の提出ができることを条件とする)	品川区都市環境部環境課指導調査係 電話:03-5742-6751
目黒区	目黒区住宅リフォーム資金助成	・対象の居住用住宅に居住する所有者である ・住民税を完納している ・吹き付けアスベスト除去工事に対する助成制度を利用したことがない(一つの住宅につき、一回限りとなります。一般リフォーム工事助成との併用は可能です。) ・吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウールの除去・復旧工事(レベル1に該当するものが対象) ・アスベスト含有分析調査を受け、アスベストの含有が確認されていること ・工事開始前であること ・当該年度末までに工事と支払いが完了すること ・工事費用が20万円(税抜)以上であること	工事費用 の10%(千円未満切捨て)上限20万円	当該年度中(ただし、予算の範囲内で先着順)	都市整備部住宅課居住支援係 電話:03-5722-9878
大田区	大田区住宅リフォーム助成事業(アスベスト除去工事)	【助成対象】 ・区民であること ・原則、前年度の1月1日時点から工事対象住宅に居住していること。 ・工事対象住宅の所有者又は集合住宅の管理組合の理事長であること。 ・特別区民税、都民税等を滞納していないこと。 ・所有している住宅において、この制度の助成を受けていないこと。 ・区内の中小事業者に工事を発注すること。 ・総工事費用が総額10万円(税抜)以上であること。等	実際の工事費用(税抜)の10%(上限額20万円) (アスベスト除去工事費用が200万円超の場合は上限額50万円)	・事前申込期間令和7年4月8日～令和8年1月30日 ・助成申請(本申請)受付期限令和8年3月23日	まちづくり推進部建築調整課 住宅・空家相談窓口 電話:03-5744-1343
練馬区	練馬区吹付けアスベスト等除去工事助成	① 露出した吹付けアスベスト等の除去工事 ② 既に囲い込み・封じ込めされた吹付けアスベスト等の除去工事であって、建築物等の増改修(修繕、模様替えおよび増築)に伴い実施するもの。 ※工事完了後、引き続き5年以上使用すること。 ※建築用仕上塗材は助成対象外	・戸建住宅 助成率 工事費用の3分の2 限度額 200万円 ・分譲共同住宅、賃貸共同住宅、事業所等 延べ面積1,000㎡未満の建築物 助成率 工事費用の2分の1 限度額 400万円 延べ面積1,000㎡以上の建築物 助成率 工事費用の24分の19 限度額 600万円	当該年度中	環境部環境課環境規制係 電話:03-5984-4712
足立区	足立区吹付アスベスト等除去工事費助成制度	平成18年8月31日までに建築された建築物または工作物 ・対象建築物・工作物につき1回を限度 ・工事前に申請を行い、助成決定を受けていること ・対象の建築物等が、除去工事完了日から5年間継続的に使用されること	延床面積1,000㎡未満:除去工事費の2分の1(上限200万円) 延床面積1,000㎡以上:除去工事費の5分の4(上限300万円)	助成申請を行った年度内に工事が完了し、助成金の交付請求を同一年度の3月31日までにを行うことができる期間	環境部生活環境保全課アスベスト対策係 電話:03-3880-8041

葛飾区	葛飾区民間建築物アスベスト対策助成	助成対象建築物:屋内外においてアスベストを含有する吹付け材が使用されている住宅(兼用住宅を含む)及び共同住宅 助成対象者:建築物の所有者	住宅又は兼用住宅の場合:1件につき30万円を限度として、工事費用の1/2 共同住宅の場合:1件につき100万円を限度として、工事費用の1/2 ※千円未満の端数があるときは切り捨てとする。	令和7年4月1日から 令和7年11月28日	都市整備部建築課建築安全係 電話:03-5654-8553
江戸川区	江戸川区アスベスト除去等工事費助成	区内にあるアスベスト吹付け材(レベル1)を有する建築物を所有する個人又は法人であり、引き続き使用する建物が対象 ※レベル2・3のアスベスト、解体目的の除却については対象外 ※建築確認を完了検査まで受けていないものについては要相談	・住宅(兼用・併用住宅含む)助成限度額30万円 ・その他の建築物 助成限度額100万円 ※助成率は全て除去工事費用の3分の2	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで。 ※助成の交付申請を令和7年11月30日までに終える必要があります。また工事を経て請求までの手続きを令和8年2月15日までに終了する必要がありますので無理のないスケジュールでお願いします。	都市開発部建築指導課調査係 電話:03-5662-1104
府中市	府中市吹付けアスベスト等飛散防止対策促進事業助成	【対象建築物】 ・平成18年8月31日までに建築基準法の規定による確認を受けた建築物であって、吹付けアスベスト等を使用したもの。 ・延べ面積が1,000平方メートル以上又は建築物全体の延べ面積が300平方メートル以上の建築物であって、次に掲げる用途が含まれるもの。 ア 集会場その他の建築基準法別表第1(い)欄(一)項に掲げる用途 イ ホテル又は旅館 ウ 飲食店、物品販売業を営む店舗その他の建築基準法別表第1(い)欄(四)項に掲げる用途 【助成対象】 ・建築物の所有者 ・分譲マンション:当該分譲マンションにおける区分所有法第3条に規定する団体又は区分所有者の合意によって選出された代表者 ・共同で所有する建築物:共有者全員の合意によって選出された代表者	1 延べ面積1,000㎡以上の建築物除去等工事費用の19/24 2 その他の建築物除去等工事費用の1/2 1, 2とも限度額100万円	当該年度中(予算がなくなり次第終了)	都市整備部住宅課 電話:042-335-4173